

公益社団法人 日本コンクリート工学会

支部に係わる内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）をその事業目的に基づき継続成長させるために、本学会の支部における一切の業務活動並びに支部独自の制度及び規程に関し独自の立場から内部監査を行い、これにより本学会の業務の適正及び財産の保全に関する適切な助言又は勧告を行うとともに、本学会の活動目標達成の徹底に寄与することを目的とする。

(監査の種類)

第2条 この規程において、内部監査とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 会計監査

支部における取引が正当な証拠書類により事実に基づいて処理され、帳票が法令及び諸規程に従い適正に記録されているか否かの検証並びに財産の管理状況に関する監査

(2) 業務監査

支部の日常の業務執行が法令及び定款その他諸規程に準拠して合法的かつ合理的・能率的に行われているかの監査、支部独自の制度及び規程が法令及び定款その他理事会で制定した規程に依拠し潜脱な内容となっていないかの監査並びに損失の危険の管理の状況に関する監査

(内部監査の実施)

第3条 内部監査は、検査役が実施する。

(検査役の任免及び分担)

第4条 各支部の支部執行部候補者推薦委員会は、当該支部担当の検査役候補者を選定し、会長に推薦する。

2. 会長は、理事会の承認を得て検査役を任免する。

3. 検査役の任期は、2年間とする。

(検査役の権限)

第5条 検査役は、内部監査の対象となる支部及び関係部署（以下、併せて「被監査部

署等」という。) に対し、報告書、調査書、その他監査に必要な書類及び帳票の提出並びに説明を求め、また、業務活動の実査確認、立会点検等監査業務遂行上必要と認められることを要求することができる。

2. 検査役は、被監査部署等に対し助言又は勧告を行うことができる。

(検査役の遵守事項)

第6条 検査役は、内部監査の実施にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査はすべて客観的事実に基づいて行うこと
- (2) 常に公正不偏であること
- (3) 被監査部署等の業務に関し直接指示又は命令しないこと
- (4) 監査権限上知り得た一切の機密を他に漏洩しないこと

(被監査部署等の遵守事項)

第7条 被監査部署等は、円滑かつ効果的な内部監査が実施できるように、積極的に検査役に協力しなければならない。

(事前通知)

第8条 検査役は、内部監査を行うときは被監査部署等の長にあらかじめ通知するものとする。

(被監査部署等に対する講評)

第9条 検査役は、内部監査終了後、被監査部署等の長に対し講評を行うものとする。

(内部監査の方法)

第10条 内部監査は、書面監査若しくは実地監査又はこれらの併用によって実施する。

2. 検査役は、前項の実地監査に際し、被監査部署等の業務に著しく支障を与えないようにしなければならない。

(内部監査報告書)

第11条 検査役は、内部監査終了後速やかに内部監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

2. 内部監査報告書には、内部監査の経過の概要及び結果並びに改善事項その他を記載するものとする。

(内部監査の結果の連絡)

第12条 検査役は、内部監査報告書の写を被監査部署等の長に送付するものとする。

2. 検査役は、内部監査の結果必要と認めた事項を本部の関係部署に書面をもって連絡するものとする。

(改善計画書の作成)

第13条 被監査部署等の長は、指摘を受けた事項の改善実施計画書を速やかに作成し、検査役に提出するとともに、以後の円滑かつ適正な業務運営に生かすものとする。

(改善事項の確認)

第14条 検査役は、前条の改善実施計画書に基づく改善事項の実施状況を適宜調査し、必要に応じその結果を会長に報告するものとする。

(フォロー監査の実施)

第15条 検査役は、前条の改善事項の実施状況に著しい遅れが見られる等必要な場合は、被監査部署等の改善実施を促すため、フォロー監査を実施することができる。

(監事との関係)

第16条 検査役は、監事と関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、定款・規則改定委員会の発議により、理事会の承認を得て改廃する。

附則

1. この規程は、平成28年5月25日から施行する。